

青垣小学校スクールバス運行管理業務仕様書

1 委託業務名

青垣小学校スクールバス運行管理業務

2 委託期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の目的

丹波市立青垣小学校のスクールバス運行管理業務について、効果的かつ効率的に業務遂行するために、豊富な経験と技能を有する事業者に委託することによって、児童の安心安全な通学手段の確保を図ることを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) 基本方針

- ア 児童の登下校時における本業務を安全かつ確実にを行うこと。
- イ 道路交通法等関係法令・規定を遵守すること。
- ウ 道路輸送法及び関係法令に準じて運行管理、運転士の選任を行うこと。
- エ 運転士の指導監督、健康状態を管理し、発注者の方針に沿って本業務を遂行すること。
- オ 車両の整備、運行前の点検は常に行い万全の注意を払うこと。
- カ 万が一、事故等が発生した場合に全ての事故対応を行なうこと。
- キ 運転士の雇用に当たっては、地元雇用を優先するものとする。
- ク 運転士の休暇取得及び病休等によって、欠員が出ないように補充人員の確保をすること。

(2) 業務内容

- ア 児童の登下校送迎業務
- イ 学校行事等及び教育委員会が認める輸送
- ウ 車両の保管、清掃、点検
- エ 車両の保管場所等の清掃、管理
- オ 車両及び運転士の手配業務
- カ 運行日誌、点検簿、出勤簿等の作成・提出

(3) 委託業務の報告

運行日誌（日報）、点検簿（車両管理報告書）、出勤簿等については、毎月末及び発注者が必要とするときは、報告しなければならない。

5 運行計画

(1) 登下校

- ア 登校

バスNo.	ルート	時間帯	走行距離	乗車人員
1号	1便（芦田地区①）	7:08～7:41	15.6 km	41名
2号	1便（遠阪地区）	7:09～7:49	19.8 km	42名
3号	1便（神楽地区）	7:08～7:38	14.0 km	40名
	2便（芦田地区②）	7:40～7:53	4.8km	13名
4号	神楽地区（稲土）	7:05～7:50	19.4 km	27名

イ 下校（一斉下校 月曜 水曜）

バスNo.	ルート	時間帯	走行距離	乗車人員
1号	芦田地区	14:55～15:17	10.3 km	47名
2号	遠阪地区	14:50～15:30	20.4 km	39名
3号	神楽地区（大名草）	14:50～15:30	15.1 km	46名
4号	神楽地区（稲土）	14:50～15:28	15.0 km	31名

ウ 下校（時差下校 火曜 金曜）先発1・2年生 後発3～6年生

バスNo.	ルート	時間帯	走行距離	乗車人員
1号	芦田地区	14:55～15:17	10.3 km	13名
	芦田地区	15:45～16:07	10.3 km	34名
2号	遠阪地区	14:50～15:30	20.4 km	12名
	遠阪地区	15:40～16:20	20.4 km	27名
3号	神楽地区（大名草）	14:55～15:30	15.1 km	12名
	神楽地区（大名草）	15:45～16:20	15.1 km	34名
4号	神楽地区（稲土）	14:50～15:28	15.0 km	7名
	神楽地区（稲土）	15:40～16:18	15.0 km	24名

エ 下校（時差下校 木曜）先発1～3年生 後発4～6年生

バスNo.	ルート	時間帯	走行距離	乗車人員
1号	芦田地区	14:55～15:17	10.3 km	18名
	芦田地区	15:45～16:07	10.3 km	29名
2号	遠阪地区	14:50～15:30	20.4 km	21名
	遠阪地区	15:40～16:20	20.4 km	18名
3号	神楽地区（大名草）	14:55～15:30	15.1 km	21名
	神楽地区（大名草）	15:45～16:20	15.1 km	25名
4号	神楽地区（稲土）	14:50～15:28	15.0 km	12名
	神楽地区（稲土）	15:40～16:18	15.0 km	19名

※ 乗車人員はアフター利用者を含む令和4年度の予定数

※ 詳細は「別紙 青垣小学校登下校スクールバス運行資料」のとおり

(2) 夏季休業日（夏休み期間の地区水泳 10日程度）

ア 前半5日間

バスNo.	ルート	時間帯	走行距離	乗車人員
1号	芦田地区①（登校）	12:00～12:30	15.6 km	41名
	遠阪地区（登校）	13:30～14:00	19.8 km	42名
	芦田地区①（下校）	14:30～15:00	15.6 km	41名
	遠阪地区（下校）	15:50～16:30	19.8 km	42名
2号	芦田地区②（登校）	12:00～12:30	4.8 km	13名
	神楽地区（登校）	13:30～14:00	14.0 km	40名
	芦田地区②（下校）	14:30～15:00	4.8 km	13名
	神楽地区（下校）	15:50～16:30	14.8 km	40名
3号	神楽地区（稲土）①（登校）	13:30～14:00	19.4 km	27名
	神楽地区（稲土）①（下校）	15:50～16:30	19.4 km	27名

イ 後半5日間

バスNo.	ルート	時間帯	走行距離	乗車人員
1号	遠阪地区（登校）	12:00～12:30	19.8 km	42名
	芦田地区①（登校）	13:30～14:00	15.6 km	41名
	遠阪地区（下校）	14:30～15:00	19.8 km	42名
	芦田地区①（下校）	15:50～16:30	15.6 km	41名
2号	神楽地区（登校）	12:00～12:30	14.0 km	40名
	芦田地区②（登校）	13:30～14:00	4.8 km	13名
	神楽地区（下校）	14:30～15:00	14.0 km	40名
	芦田地区②（下校）	15:50～16:30	4.8 km	13名
3号	神楽地区（稲土）①（登校）	12:00～12:30	19.4km	27名
	神楽地区（稲土）①（下校）	14:30～15:00	19.4km	27名

※ 乗車人員は令和4年度の予定数

※ 詳細は「別紙 青垣小学校スクールバス夏期休業日運行資料」のとおり

(3) 上記以外での利用

登下校の運行に支障がない範囲で、発注者が認めた学校行事等に利用する。
 (課外授業、市共催行事等)

ア 青垣小学校 生活科見学・校外学習（予定）

学年	内容・行先	回数	時間帯	人数	台数
1年	福知山方面	1回	8:30～14:30 (6時間)	30名	1台
2年	福知山方面等	1回	8:30～14:30 (6時間)	44名	2台
3年	市内めぐり（コープ等）	3回	8:30～14:30 (6時間)	44名	2台
4年	市内施設見学（丹波警察署・クリーンセンター等）	3回	8:15～12:00 (3時間45分)	39名	1台
5年	自然学校	1回	13:00～13:30 (30分)	59名	2台
6年	連合音楽会	1回	8:00～12:00 又は 11:00～15:00 (4時間)	50名	2台

イ 青垣小学校 ふるさと学習・生活科・総合的な学習の時間等（予定）

学年	内容・行先	回数	時間帯	人数	台数
1年	校区探検	5回	8:15～10:15 (2時間)	30名	1台
2年	校区探検	6回	8:15～10:15 (2時間)	44名	2台
3年	環境体験学習・福祉体験活動	5回	8:15～10:15 (2時間)	44名	2台
4年	遠阪川探検・バイカモ観察	6回	8:15～10:15 (2時間)	39名	1台
5年	森林学習等	5回	8:15～10:15 (2時間)	59名	2台
6年	写生等	3回	8:15～10:15 (2時間)	50名	2台

ウ 青垣小学校 小中一貫教育（小中合同授業・活動）（予定）

学年	内容・行先	回数	時間帯	人数	台数
4年	小中合同授業（青垣中）	3回	8:15～10:15 (2時間)	39名	1台
5年	小中合同授業（青垣中）	3回	8:15～10:15 (2時間)	59名	2台
6年	小中合同授業（青垣中）	3回	8:15～10:15 (2時間)	50名	2台

エ 青垣中学校 (予定)

学年	内容・行先	回数	時間帯	台数
1年 2年 3年	プール授業 (グリーンバル青垣)	6回	9:40~15:20 (5時間40分) ※1台でピストン輸送	1台

オ その他甲が認めた学校行事等 (予定)

内容・行先	回数	時間帯	台数
学校行事等	5回	8:30~14:30 (6時間)	1台

※ 人数は令和4年度の予定数

(4) 年間運行日数・時間等

ア 通常登校日の運行日数

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
204日以内	205日以内	205日以内	207日以内	204日以内

イ 夏季休業日の運行日数

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
10日以内	10日以内	10日以内	10日以内	10日以内

ウ 上記以外での利用

登下校の運行に支障がない範囲で、発注者が認めた学校行事等に利用する。
(課外授業、市共催行事等)

年間運行日数	年間運行時間
60日以内	延 312時間以内

6 運行に係る留意事項

- (1) 本仕様に定める運行日数・時間内での運行が原則であり、発注者との協議あるいは発注者からの指示のない運行増は、変更の対象としない。
- (2) 運行計画は、丹波市が作成した計画を基本とするが、学校行事や異常気象等により変更するため、学校と運行内容を協議して定めることとし、情報交換や調整のための打合せを随時行うこと。
- (3) 運行ルート及び乗降場所は、「5 運行計画等」のとおりとする。ただし、道路整備、児童の異動等で変更する場合は、発注者と協議を行うこと。
- (4) 突発的な事象の変化時に利用者の安全性・利便性確保を目的として運行計画の変更が必要となった場合は速やかに発注者に報告すること。

7 使用車両等

車両については、市所有の下記車両（公用車）を利用可能とするものとする。
なお車両については、別途車両貸借契約を締結する

車名	車両名	用途	台数	定員	燃料	駆動方式	年式	走行距離 R3.7.31 現在
日野 メルファ (1.2.3号車)	自家用	乗合	3台	45人	軽油	A T	H28	1号車 40,164km 2号車 52,117km 3号車 46,322km
日野 メルファ (4号車)	自家用	乗合	1台	34人	軽油	M T	H16	282,438 km

※ 定員には、運転士が含まれる。

※ 故障等による修理期間中等により車両が不足する場合には受注者により代替車両を用意し、運行を行うこと。

8 車両の保管場所

丹波市青垣町佐治 141 番地 1 青垣小学校スクールバス車庫
(丹波市役所青垣支所・青垣診療所隣接地) ※ 別紙 位置図のとおり

9 委託業務の経費区分

(1) 委託業務の経費区分は次のとおりとする。

費用	内容	発注者	受注者
①人件費	給与、手当、福利厚生費等		○
②車両整備費	車両整備費、定期点検・車検費用（基本点検技術料、整備技術料、部品代、重量税、自賠責保険料等定期点検・車検に係る一切の費用）、代替車両代、タイヤ交換作業費		○
	定期点検・車検時以外の車両修繕費（受注者に起因する修繕を除く）	○	
③燃料油脂代	軽油代、エンジンオイル・エレメント代		○
通行料、駐車料金		○	
④消耗品費	清掃用品費、車両関係消耗品、事務消耗品、提出書類作成費用		○
⑤任意保険料	対人：無制限、対物：無制限 人身傷害保険：1名につき3,000万円以上 車両保険：時価		○
⑥施設維持管理費	スクールバス保管場所（駐車場内・車庫等）の維持管理費、水道、電気料		○
⑦教育研修費	運転士の教育研修に係る経費		○
⑧諸経費	その他運行管理に係る諸経費		○

(2) 委託業務の経費について、次の項目については、発注者と受注者による協議の対象とする。

ア 車両修繕

定期点検・車検時以外の車両修繕費（受注者に起因する修繕を除く）は、発注者の負担とするため、日常、車両の状態を確認し、修繕が必要な場合は発注者と協議すること。

イ 運行日数の変更及び運行ルートの変更

運行日数（回数）が増減した場合は、受注者と協議し、変更することができる。

ウ 運行ルートの変更

児童等の運行ルートの大幅な変更を発注者より申し入れた場合は、受注者と協議し変更するものとする。

エ 運行車両台数の変更

児童の減少により、運行車両台数の減少を発注者より申し入れた場合は、受注者と協議し変更するものとする。

10 委託料の請求方法

契約金額を12（1箇月分）で除した額を、翌月10日までに発注者が示す様式により請求すること。

11 損害賠償の義務

(1) 受注者は、委託業務の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により発注者及び第三者に損害を与えたときは、受注者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(2) 受注者は、前項を履行するために、管理自動車について自動車保険（任意保険）に加入しなければならない。

12 試験運行等

受注者は、学校始業日までに必ず試運転を行い送迎業務に支障がないようにする。運転士の変更の際にも実施し、引継ぎを行う。試運転に係る費用は、受注者の負担とする。

13 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

14 責任者の配置と責務

(1) 受注者は、本業務を円滑に遂行するために運転士以外で、総括責任者、運行管理者及び整備管理者を配置し、発注者及び学校と随時、協議をすること。

- (2) 総括責任者を配置し、運行開始から運行終了まで対応できるようにすること。
- (3) 総括責任者が、休暇等を取得する際は、同じ条件の代替者を配置すること。
- (4) 運行管理者を配置し、発注者及び学校からの運行予約や確認に随時対応できるようにすること。
- (5) 整備管理者を配置し、車両の点検・整備及び車両保管場所の管理を行うこと。

15 緊急時の対応及び連絡体制

- (1) 事故の発生及び異常気象時等については、旅客自動車運送事業運輸規則に準じて適切な処置を行うこと。
- (2) 異常気象時、自然災害、その恐れがあるときには、発注者及び学校長と協議のうえ対応を決めること。
- (3) 本業務中に事故及び不測の事態が発生した場合は、ただちに発注者及び学校長に連絡をするとともに、協議のうえ事故等の処理にあたること。ただし、受注者の故意または過失による場合は、発注者の責任において全面的に問題解決に当たること。

16 教育研修の実施

受注者は、運転士の安全で確実な業務の遂行と緊急時等の速やかな対応ができるように定期的に教育研修を実施すること。

17 秘密の保持、再委託の制限

(1) 秘密の保持

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、丹波市個人情報保護条例（平成16年11月1日条例第10号）を遵守するものとする。

(2) 再委託の制限

受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任することができない。また、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

18 その他

本仕様書に定めのない事項については、本業務の円滑な遂行のため、発注者と受注者が誠意を持って協議のうえ処理する。